

モニターだより

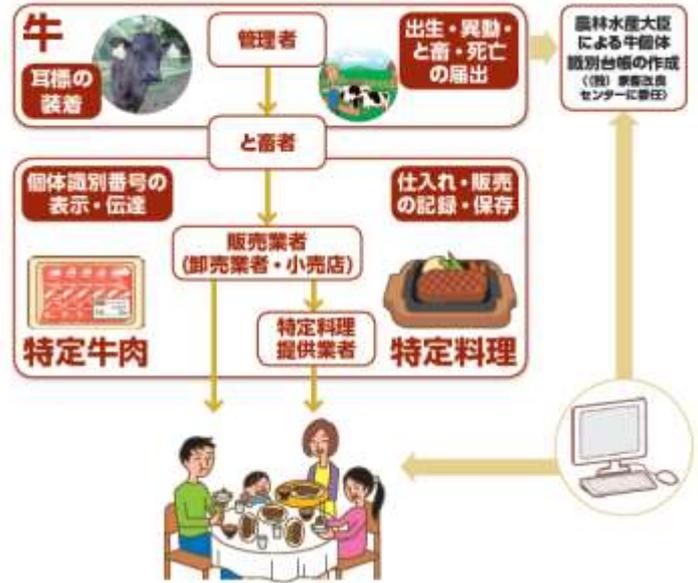


<みやぎ食の安全安心消費者モニターについて> 食と暮らしの安全推進課では、県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、消費者としての役割を自らの行動で積極的に果たす人材を育成することを目的に、「みやぎ食の安全安心消費者モニター」を随時募集・登録しております。研修会等、県が実施する行事にご参加いただき、食の安全安心に関する正しい知識を身につけていただいております。

牛トレーサビリティ制度について

日本国内で飼養された牛の肉には、「**個体識別番号**（又はロット番号）」が表示されています。個体識別番号が分かれば、パソコンやスマートフォン等で検索することにより、その牛がいつ・どこで、生まれ・育てられ・食肉処理されたか等を確認することができます。

この仕組みは、平成15年に公布された「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（通称「牛トレーサビリティ法」、「牛肉トレーサビリティ法」）に定められ運用されています。BSE（牛海綿状脳症）発生を契機として、BSE発生時のまん延防止の的確な実施のために、また、牛の飼養状況の一元的管理とその情報を公開することにより、牛肉の安全性に対する信頼を確保するため、この法律が制定されました。「トレーサビリティ」とは、追跡可能という意味で、牛トレーサビリティ制度は、牛・牛肉の履歴がデータベースに登録され、消費者でも追跡できる仕組みとなっています。



耳標装着



国内で飼養される、原則、すべての牛（輸入牛を含む）に、10桁の個体識別番号が印字された耳標が装着されます。

牛の生産履歴のデータベース化

個体識別番号によって、その牛の性別や種別（黒毛和種など）に加え、出生から、と畜・死亡までの飼養地等がデータベースに記録されます。

個体識別番号の表示と記録



その牛がと畜され牛肉となってからは、枝肉、部分肉、精肉と加工され流通していく過程で、その取引に関わる販売業者等により、個体識別番号が表示され、仕入れ・販売の相手等が帳簿に記録・保存されます。

追跡・遡及可能

これにより、国産牛肉について、牛の出生から消費者に供給されるまでの間の生産流通履歴情報の把握（トレーサビリティ）が可能となります。購入した牛肉に表示されている個体識別番号により、インターネットを通じて牛の生産履歴を調べることができます。

牛トレーサビリティ制度の概要

牛トレーサビリティ制度について、詳しくは下記のホームページをご覧ください。

農林水産省：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/trace/index.html>

政府広報オンライン：<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201308/2.html>

「第11回全国和牛能力共進会宮城大会」開催まであと1年となりました！

5年に1度、全国から選抜された和牛が一堂に会してその優秀性を競い合う「全国和牛能力共進会」が、来年9月7日から11日まで、仙台市の「夢メッセみやぎ」を主会場に初めて宮城県で開催されます。11回目となる今回の大会は、39道府県から過去最大517頭の和牛が宮城に集まり、日本一を目指します。

会場では、和牛の品評会だけでなく、全国のブランド牛の試食やバーベキューコーナー、ステージイベント等大会を盛り上げる様々な催しを企画しておりますので、皆様楽しみにお待ちしております。

全共宮城大会
マスコットキャラクター
「牛政宗」
うしまさむね



【開催案内】みやぎまるごとフェスティバル2016

平成28年10月15日（土）・16日（日），宮城県庁及び勾当台公園周辺において「みやぎまるごとフェスティバル2016」が開催されます。

当日は、県庁1階で「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」紹介ブースを出展し、当運動の紹介や「みやぎ食の安全安心取組宣言者」の商品展示等を行います。また、県庁前駐車場では取組宣言者が商品を販売します。皆様是非お越しください。

	販売日・展示日	取組宣言者名
商品販売を行う取組宣言者 (県庁前駐車場)	10/15(土)	有限会社風月堂（菓子製造業・石巻市）
		吉田屋菓子店（菓子製造業・色麻町）
	10/16(日)	渡辺菓子店（菓子製造業・色麻町）
紹介・商品展示を行う取組宣言者 (県庁1階ロビー)	10/15(土)・16(日)	せとや（菓子製造業・亘理町）
		中鉢食品（しそ巻き等製造・大崎市）
		株式会社ささ圭（魚肉練製品製造業・名取市）
		坂井農産（坂井美津男氏）（米生産者・大崎市）
		吉田屋菓子店（菓子製造業・色麻町）
		渡辺菓子店（菓子製造業・色麻町）

【開催案内】食の安全安心セミナー

県では、「食の安全安心セミナー」を開催します。参加は無料です。なお、モニター登録の有無に関わらずご参加いただけますので、ご家族、ご友人等をお誘いあわせの上、是非ご参加ください。

※申込・問合せ先：食と暮らしの安全推進課

（4ページ右下参照）

大河原会場

日時：平成28年10月27日（木）
14:00～16:00
会場：大河原合同庁舎 大会議室
定員：80名（申込多数の場合は抽選）

～プログラム内容～

第1部 講義「家庭における食品のリスク要因」
講師：内閣府食品安全委員会
第2部 講義「食品の表示について」
講師：宮城県

大崎会場

日時：平成28年11月16日（水）
14:00～16:00
会場：パレットおおさき 研修室
定員：80名（申込多数の場合は抽選）

～プログラム内容～

第1部 講義「誰もが食べている化学物質」
講師：内閣府食品安全委員会
第2部 講義「食品の表示について」
講師：宮城県

【実施報告】平成28年度みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート

今年6月にアンケート調査を実施し、464名の方々からご回答いただきました。詳しくは同封しております結果報告書をご覧ください。ご協力ありがとうございました。

【第14回食の安全安心基礎講座】

GAP(農業生産工程管理, Good Agricultural Practice)とは？

GAP(ギャップ)とは、農産物の生産においてその工程(プロセス)を適正化し、食の安全、環境保全、労働安全を向上させる取組です。消費者の皆様へ安全な農産物をお届けするためにも、今後GAPの取組が重要と考えています。ここでは、GAPとはどのようなものか？ということについての説明と、県内で実際に取り組まれている生産者をご紹介します。

●GAP(ギャップ)とは

90年代後半からヨーロッパで普及が進み、現在、日本でも普及が進められている手法です。英語の Good(良い) Agricultural(農業の) Practice(実践, 規範)の略称であり、日本語では「農業生産工程管理」と言われています。

その中身は、農業生産における「ほ場環境の問題点の確認」、「効率的かつ適切な手順づくり」を行った上で、これを徹底し、さらに記録・検証を行うというものです。

これまでも農薬安全使用や土壌環境の確認等の取組は行われてきましたが、どちらかといえば問題が生じてからその原因を探るという「事後対応型」の取組でした。これに対し、GAPは「予防的な取組」ととらえることができます。

この取組の中で確認する項目としては、例えば農薬の安全使用、土壌や水の安全性、農作業の安全性等が含まれます(図1)。これらを適切に実施し、農地や労働環境の安全性を高めるとともに、消費者から信頼される農産物を生産することで、持続的な農業を達成しようとするものです(図2)。

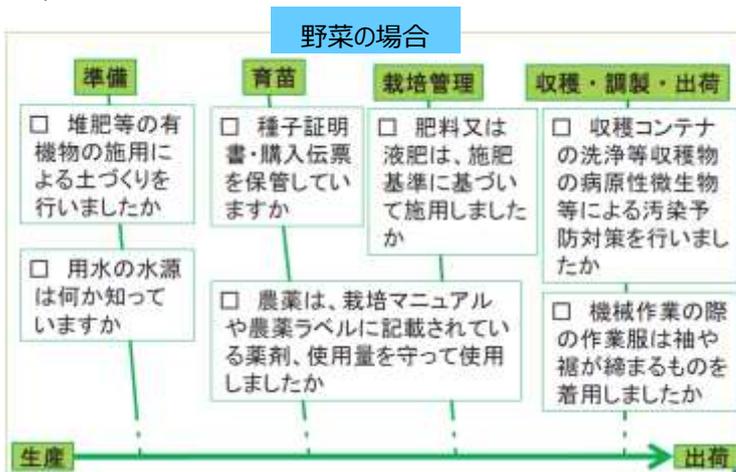


図1 点検項目のイメージ



図2 導入のメリット

●GAPの種類

現在、GAPにはいくつかの種類があります。導入する生産者の規模や流通業者の目的の違い等により、求められる基準が異なったり、審査認証制度の有無や認証機関により、第三者認証、二者点検等といった点で異なります(図3)。

宮城県では、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」や「みやぎ園芸特産振興プラン」で消費者が求める安全・安心な食料の安定供給と販売店やスーパー等のニーズに応える販売戦略としてGAPの取組を普及させることを目指しています。

種類	運営主体	説明
各都道府県のGAP	各都道府県	・各都道府県が独自に定めたGAP ・一部の都道府県で第三者による認証を実施
JAグループのGAP	JA、経済連、全農	・各JAが独自に定めて取り組むGAP ・一定の要件を満たすJAに対し、全農が認証システムを提供
GLOBAL G.A.P.	ドイツに本部を置く非営利組織・フードプラス	・欧州の流通小売の大手企業が主導で策定した取引要件としてのGAP ・第三者による認証を実施
JGAP	(一財)日本GAP協会	・農業者、JA、大手小売業等が参加して開発 ・指導員を育成する仕組みをもつ ・第三者による認証を実施
適正農業規範／農産物品質保証システム	日本生活協同組合連合会(産直事業委員会)	・生協の「産直」商品を主な対象としたGAPの基準 ・生産者自身による点検と生協の二者点検を実施

図3 国内で取り組まれているGAPの例
※図1～3は農林水産省ホームページより引用

次ページに続く➡

☆GAPを取得している生産者のご紹介☆

「自分の作物に自信を持って説明ができます！」

遠田郡涌谷町の「農業生産法人 有限会社 氏家農場」では、平成23年8月にJGAPを取得しました。現在、小ねぎ、みず菜をハウス栽培で1年中出荷し、青ねぎを露地栽培で6～12月まで出荷しています。

JGAP取得のきっかけは、自分たちの農産物の安全性を証明するための方法として有効だと考えたからだそうです。JGAP認証後、2年に1回更新のために現地審査を受けています。審査のたびに自分たちの取組の改善を進め、32名の従業員とともに栽培から出荷までの作業の徹底を図っています。

消費者の皆様へのメッセージという問いに、「私たちは、農産物の安全を考えることだけではなく、働く人の安全や環境への配慮を考えた農業をしています。」と答えていただいた氏家靖裕さんと敦子さんの笑顔はとても自信に満ちていました。氏家農場の小ねぎやみず菜は、地元直売所、県内スーパーで販売されている他、大手外食産業（うどん屋や餃子等）でも皆様にお届けしています。

・左写真
青ねぎの出荷調製風景

・右写真
出荷調製ハウスの入り口
(説明書きとカッターの管理)



農業生産法人
有限会社 氏家農場

うじいえ農場

代表取締役の氏家靖裕さんと、
企画開発部・事務管理部の氏家敦子さん

「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の認証シールが新しくなりました！

県では環境にやさしい農業を推進する一環として、化学合成農薬・肥料の使用を通常の半分以下に減らして生産された農産物（特別栽培農産物）を削減の割合に応じ4つの区分にて認証する「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」を運営しています。平成28年9月1日から、本制度の認証農産物に任意で貼ることができる認証票（シール）のデザインが変更になりました。この機会に新しくなった認証票を目印に認証農産物を是非ご購入ください。

旧デザイン	<p>認 証</p> <p>農薬・化学肥料不使用</p> <p>農薬 肥料</p> <p>宮城県</p>	<p>認 証</p> <p>農薬不使用・化学肥料節減</p> <p>農薬 1/2 肥料</p> <p>宮城県</p>	新デザイン	<p>特別栽培農産物</p> <p>むすび丸 認 証 宮城県</p> <p>農薬 0 肥料 0</p>	<p>特別栽培農産物</p> <p>むすび丸 認 証 宮城県</p> <p>農薬 0 肥料 1/2</p>	※旧デザインも平成29年8月31日まで使用できます。
	<p>認 証</p> <p>農薬節減・化学肥料不使用</p> <p>1/2 農薬 肥料</p> <p>宮城県</p>	<p>認 証</p> <p>農薬・化学肥料節減</p> <p>1/2 農薬 1/2 肥料</p> <p>宮城県</p>		<p>特別栽培農産物</p> <p>むすび丸 認 証 宮城県</p> <p>農薬 1/2 肥料 0</p>	<p>特別栽培農産物</p> <p>むすび丸 認 証 宮城県</p> <p>農薬 1/2 肥料 1/2</p>	

編集後記

すっかり秋になりましたね。宮城県では秋になると、美味しい梨が食べられますね。時間があるときに梨狩りにでも行ってみたいなあと思います。（大沼）

宮城県 環境生活部 食と暮らしの安全推進課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
 電話：022-211-2643 FAX：022-211-2698
 Eメール：syokua@pref.miyagi.jp
 ホームページ：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/